



地域計画策定に向けた意見交換会 「農業委員会を中心とした地域代表の活躍で地域活動を活性化」

令和5年5月31日 宮崎市 農政部 農政企画課 担い手対策係

写真 | 宮崎市浮田地区の豊かな田園風景 |

人・農地プラン実質化の進捗状況（令和5年3月31日現在）

[illegible]

優先順位をつけた進捗管理

取組方針

- ・ 国の示す流れを遵守
- ・ 地域との丁寧な対話を行う
- ・ 地域の実情を十分に把握したうえで作成
- ・ 作成後の実効性を高めること

・ 優先順位 1

①アンケート及び②地図作成が完了し、③将来方針の作成待ちのもの。

・ 優先順位 2

「中心経営体への位置づけが必要な新規就農者がいる」など速やかに作成が必要。

・ 優先順位 3

担い手がいない、白地が多いなど地域の実情によってプラン作成に不向きなもの₃

農業委員会との連携（研修会）

対象：農業委員、農地利用最適化推進委員

内容：令和3年度「概要」「事例紹介」「グループワーク」

令和4年度「人・農地関連施策改正」「関連事業情報共有」



農業委員会との連携（農業委員会だより）

宮崎市では農地の未来を考える「人・農地プラン」の実質化の取り組みを進めています

■「人・農地プラン」とは

地域の農業は、担い手の高齢化、農地の遊休化など、人と農地の問題を抱えています。地域の農業を維持していくためには、まず地域の農業者で、課題について認識を共有し、課題解決に向けた将来方針を作成することが重要です。地域で話し合いをして将来の方針を決めるためのものが「人・農地プラン」です。

■「人・農地プラン」の実質化とは

アンケートの実施、地図の作成、地域での話し合い活動を通じて、農業者の年齢層別、就農や後継者の確保の状況を把握し、5年後・10年後の農地利用の将来方針を定めることです。

■農業委員、農地利用最適化推進委員の役割

農業委員、農地利用最適化推進委員の活動のひとつに、「担い手への農地利用の集積・集約化」があり、その具体的な推進方法として、各地区の「人・農地プラン」に関する話し合い活動に積極的に関与し、地域農業者の意向や農地の情報等の把握に努めています。

■人・農地プランの実質化に向けた流れ



ステップ5
「人・農地プラン」の実行
最終的にプラン推進の状況を把握・確認しながら、農地の利用調整やマッチングに積極的に取り組んでいきましょう！

人・農地プラン 事例1（赤江3地区）

<実質化までの流れ>

- ・R2.9 アンケートの実施（49件）
- ↓
- ・R2.10 アンケートの回収（33件）
- ↓
- ・R2.10 地図の作成
- ↓
- ・R2.11 座談会の開催（東山崎公民館）
- ↓
- ・R3.3 話し合いの取りまとめ・公表

今後、中間管理事業活用予定

<農業委員からひとこと>

赤江地区には、高齢化や後継者不足、農地の不整形や耕作地の点在などの問題があり、まずは現状を把握し、10年後の農地利用を検討する必要があるため、プランの作成に取り組むことにしました。

アンケートの依頼と回収が大変でしたが、農協や水利組合の役員に協力していただき、無事に終えることができました。

今後は、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化や後継者・新規就農者の確保にむけた対策を検討していきたいと思っています。



農業委員
川崎一正 様

人・農地プラン 事例2（古城地区）

<実質化までの流れ>

- ・R1.11 アンケートの実施（270件）
- ↓
- ・R1.12 アンケートの回収（173件）
- ↓
- ・R3.6 地図の作成
- ↓
- ・R3.7 座談会の開催（古城中央公民館）

今後、話し合いの取りまとめ・公表

実情に応じた農地の有効活用を検討（話し合い活動の継続）

<農業委員からひとこと>

古城地区は、山あいの農地が多く、担い手の多くが施設園芸を営んでいるため、水田を担う若手がいらないという課題があります。今後、さらに農家数が減少するなか、どのように地域を維持、発展させていくのかを話し合う場の必要性を感じ、プランの作成に取り組むことにしました。

農地への関心がなくなりつつある現状ではありますが、地域の方から多くの意見をいただくことで、より良い方向に進めていきたいと思っています。



農業委員
尾花 健太 様

■人・農地プラン実質化の進捗状況

宮崎市には110地区の「人・農地プラン」があり、令和3年7月現在の進捗状況は右表のとおりです。令和3年10月に宮崎市で開催される人・農地プラン検討会に向けて各地区で緊急作業を進めています。

名称	プラン地区数	実施済み地区数	実施済地区割合
旧宮崎市区	51	27	16
旧土庫町	24	7	12
旧野間町	9	9	0
新宮崎町	18	12	0
豊後町	8	8	0
計	110	63	28

人・農地プランに関する問い合わせ

- ・宮崎市農政課農地企画係
電話 0985-21-1785
- ・宮崎市旧野間町安所森林建設課
電話 0985-86-1114
- ・宮崎市豊後町安所森林建設課
電話 0985-85-1106
- ・宮崎市土庫町安所森林建設課
電話 0985-73-1114
- ・宮崎市旧宮崎町安所森林建設課
電話 0985-82-1114

人・農地プラン実質化の流れ

ステップ1
アンケートの実施

ステップ2
地図の作成

ステップ3
地域の話し合い

ステップ4
プランの実質化

ステップ5
プランの実行

人・農地プラン実質化の流れ

ステップ1 アンケートの実施

実施時期 令和2年6月～

実施主体 農業委員：24名
農地利用最適化推進委員：44名

人・農地プラン実質化の流れ

農地・農業経営に関する意向調査票(耕作地用)

(空白) 地区 担当委員名: ※ 調査日:

氏名											生年月日			
住所														
回答者氏名	本人・代理[]										続柄			
連絡先	自宅	() -										携帯	- -	
経営の種類	①専業農家 ②兼業農家 ③法人経営(経営者) ④非農家													
経営の意向	①規模拡大したい ②現状維持 ③規模縮小 ④自給分のみ残し離農 ⑤完全に離農													
※③～⑤の場合意向の理由	①高齢化 ②後継者不足 ③兼業 ④その他()													
裏面農地の 主な作目及び 農地の利用状況	現状						将来の意向(概ね5年後)							
	水稻		a	茶		a	水稻		a	茶		a		
	露地野菜		a	果樹 花き		a	露地野菜		a	果樹 花き		a		
	施設野菜		a	繁殖牛 肥育牛		頭	施設野菜		a	繁殖牛 肥育牛		頭		
	飼料作物		a	養豚 養鶏		頭 羽	飼料作物		a	養豚 養鶏		頭 羽		
	WCS		a	その他 ()		a	WCS		a	その他 ()		a		
	プランの範囲内の農地面積合計						a	プランの範囲内の農地面積合計						a
	農業後継者の有無	有・無		農業後継者の氏名					後継者の続柄					
	農地に関して 困っていることは ありますか	☐ 困っていない ☐ 排水がない ☐ 用水がない ☐ 農道がない ☐ 面積がせまい ☐ 鳥獣害がある ☐ 水がでない時期がある ☐ 排水(水はけ)が悪い ☐ 農道が悪い ☐ 農地が不整形 ☐ 日当たりが悪い ☐ 農地が点在していて耕作しにくい ☐ その他()												
		農地中間管理事業の内容をご存知ですか。												
知っている・知らない														

面積合計: 0

P.1

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 住所
- 4 連絡先
- 5 経営の種類
- 6 経営の意向
- 7 主な作目
- 8 利用状況
- 9 後継者の有無
- 10 農地に関する困りごと

人・農地プラン実質化の流れ

農地ごとの意向についてわかる範囲で教えてください

地番	面積 (㎡)	自作・借入	将来の意向 (概ね5年後)	※貸している 相手方	中間管理事業 活用について
			☐ 継続して耕作する ☐ 耕作しない (□貸したい □売りたい □返したい) ☐ 既に耕作していない ☐ 荒れている □貸している(※)		☐ 活用済み ☐ 活用したい ☐ 活用しない ☐ わからない
			☐ 継続して耕作する ☐ 耕作しない (□貸したい □売りたい □返したい) ☐ 既に耕作していない ☐ 荒れている □貸している(※)		☐ 活用済み ☐ 活用したい ☐ 活用しない ☐ わからない
			☐ 継続して耕作する ☐ 耕作しない (□貸したい □売りたい □返したい) ☐ 既に耕作していない ☐ 荒れている □貸している(※)		☐ 活用済み ☐ 活用したい ☐ 活用しない ☐ わからない
			☐ 継続して耕作する ☐ 耕作しない (□貸したい □売りたい □返したい) ☐ 既に耕作していない ☐ 荒れている □貸している(※)		☐ 活用済み ☐ 活用したい ☐ 活用しない ☐ わからない
			☐ 継続して耕作する ☐ 耕作しない (□貸したい □売りたい □返したい) ☐ 既に耕作していない ☐ 荒れている □貸している(※)		☐ 活用済み ☐ 活用したい ☐ 活用しない ☐ わからない
			☐ 継続して耕作する ☐ 耕作しない (□貸したい □売りたい □返したい) ☐ 既に耕作していない ☐ 荒れている □貸している(※)		☐ 活用済み ☐ 活用したい ☐ 活用しない ☐ わからない
			☐ 継続して耕作する ☐ 耕作しない (□貸したい □売りたい □返したい) ☐ 既に耕作していない ☐ 荒れている □貸している(※)		☐ 活用済み ☐ 活用したい ☐ 活用しない ☐ わからない
			☐ 継続して耕作する ☐ 耕作しない (□貸したい □売りたい □返したい) ☐ 既に耕作していない ☐ 荒れている □貸している(※)		☐ 活用済み ☐ 活用したい ☐ 活用しない ☐ わからない
			☐ 継続して耕作する ☐ 耕作しない (□貸したい □売りたい □返したい) ☐ 既に耕作していない ☐ 荒れている □貸している(※)		☐ 活用済み ☐ 活用したい ☐ 活用しない ☐ わからない
			☐ 継続して耕作する ☐ 耕作しない (□貸したい □売りたい □返したい) ☐ 既に耕作していない ☐ 荒れている □貸している(※)		☐ 活用済み ☐ 活用したい ☐ 活用しない ☐ わからない

- 1 地番
- 2 面積
- 3 自作・借入
- 4 将来の意向 概ね5年後

- ①継続して耕作
- ②耕作しない
- ③貸したい
- ④借りたい
- ⑤返したい
- ⑥既に耕作していない
- ⑦荒れている
- ⑧貸している

人・農地プラン実質化の流れ

アンケート集計結果 (人・農地プラン関係)

1. 調査に関する基礎情報

地区名	34浮田 (生目1)
調査時期	R2.6
地区の農地面積	62.2ha
回答者数	30 経営体 平均年齢 70.8 歳
アンケートにより調査した面積	39. ha ※地区の約 62.7%
アンケートの実施方法	市がアンケート調査を実施

2. 調査結果

①経営の意向

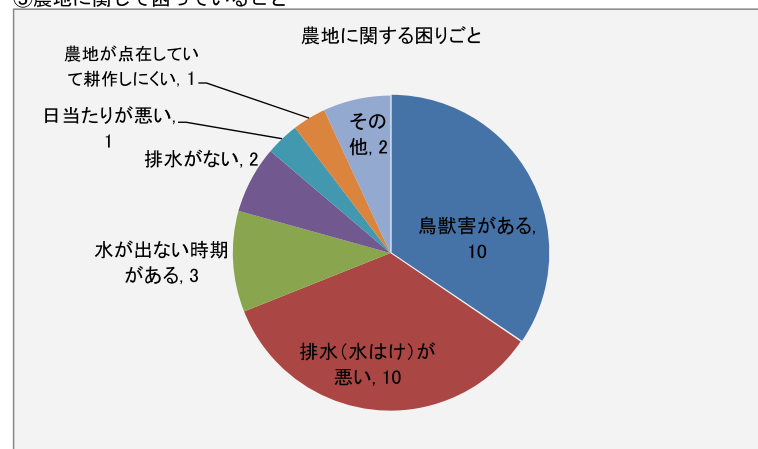
項目	人数	現状の面積	将来の意向	現状との
①規模拡大したい	4	2,424	2,934	510
②現状維持	20	1,220	1,333	113
③規模縮小	1	26	15	▲11
④自給分のみ残し離農	1	80	80	0
⑤完全に離農	4	150	150	0
合計	30	3,900	4,512	612

②後継者の有無

項目	人数
あり	7
なし	21

(うち75歳以上 12 人) ※30経営体の約 40 %

③農地に関して困っていること



1 基本情報

2 調査結果

①経営の意向

②後継者の有無

③農地に関する困りごと

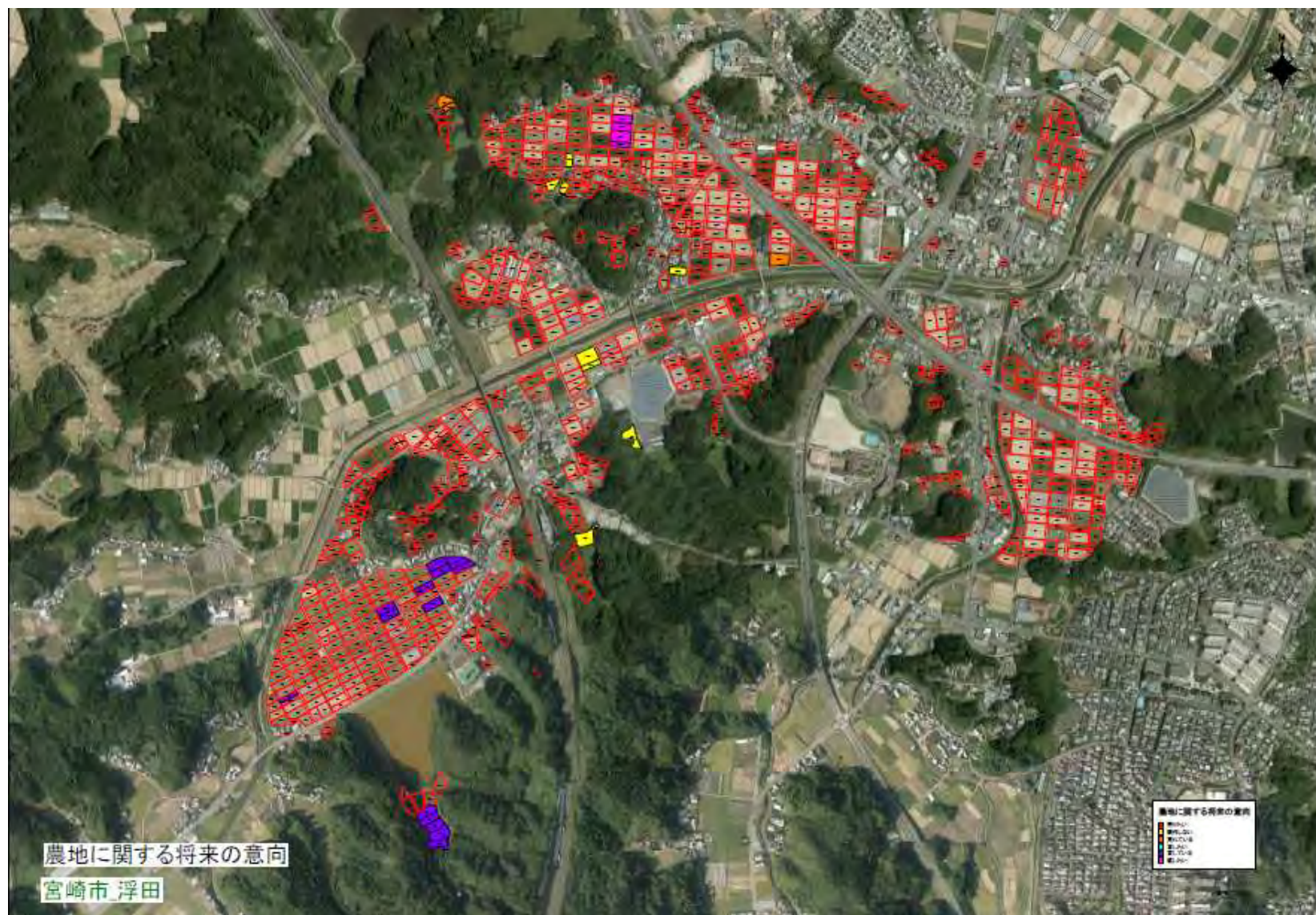
人・農地プラン実質化の流れ

ステップ2 地図の作成

実施時期 令和3年6月～

実施主体 宮崎市

人・農地プラン実質化の流れ（将来の意向図）



人・農地プラン実質化の流れ

ステップ3 地域での話し合い活動

実施時期 令和4年5月

実施場所 浮田公民館

参加者数 30名

自治会長、担い手、土地持ち非農家、新規就農者、入作法人
土地改良区役員、水利組合役員、多面的機能支払

特記事項 「農地集約」「基盤整備」「新規作物」
「鳥獣被害」の4項目でテーマ分け

人・農地プラン実質化の流れ（浮田地区）



人・農地プラン実質化の流れ（浮田地区）



人・農地プラン実質化の流れ（古城・北川内地区の例）



人・農地プラン実質化の流れ（古城・北川内地区の例）



人・農地プラン実質化の流れ

ステップ4 プランの実質化

実施時期 検討会実施 毎年2回（10月、2月）

実施者 宮崎市

特記事項 地域で出された意見をできる限り
そのままプランに掲載

人・農地プラン実質化の流れ（浮田地区での意見）

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	更新年月日
宮崎市			

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
（備考）	

注1：③の「75才以上」には、地域の事情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4：プランには、統合に活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の事情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

1 対象地区の現状

2 対象地区の課題

3 集約化に関する方針

（例）

- ・新規就農者の5反要件がネック
- ・機械の大型化は狭い農地に不向き
- ・法人の受け入れには集約化が必須

人・農地プラン実質化の流れ（浮田地区での意見）

4 上記「3」の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意）

①農地の貸付け等の意向
②農地中間管理機構の活用方針
③基盤整備への取組方針
④新規・特産化作物の導入方針
⑤鳥獣被害防止対策の取組方針
⑥災害対策への取組方針

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
5	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
6	〇〇町〇〇番			〇〇〇〇
計		〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経路体の氏名など、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等、個人情報保護条例に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなどして、個人が識別されないようにしてください。

4 具体的な取り組み

（例）

- ・ 猪による畦の被害に対策が必要
- ・ 飼料用とうもろこし可能性を検討
- ・ 粘土質を活かした稲作の継続

（他地区の例）

- ・ 将来的に賃料の統一化
- ・ 露地柑橘・ユーカリの試験栽培

人・農地プランの検証

農業委員・農地利用最適化推進委員と連携して検証を行う。
年間スケジュールを定めて計画的に実施。

内容：記載内容や中心経営体の追加・修正

時期：令和4年7月依頼、9月集計

宮崎市
(農政企画課・総合
支所農林建設課)

宮崎市農業委員会

農業委員・農地利用最適化推進委員

■ 小規模（2人で確認）

- ・ 中心経営体の確認

■ 中規模（5人程度で確認）

- ・ 中心経営体の追加

■ 大規模（10人以上で話し合い）

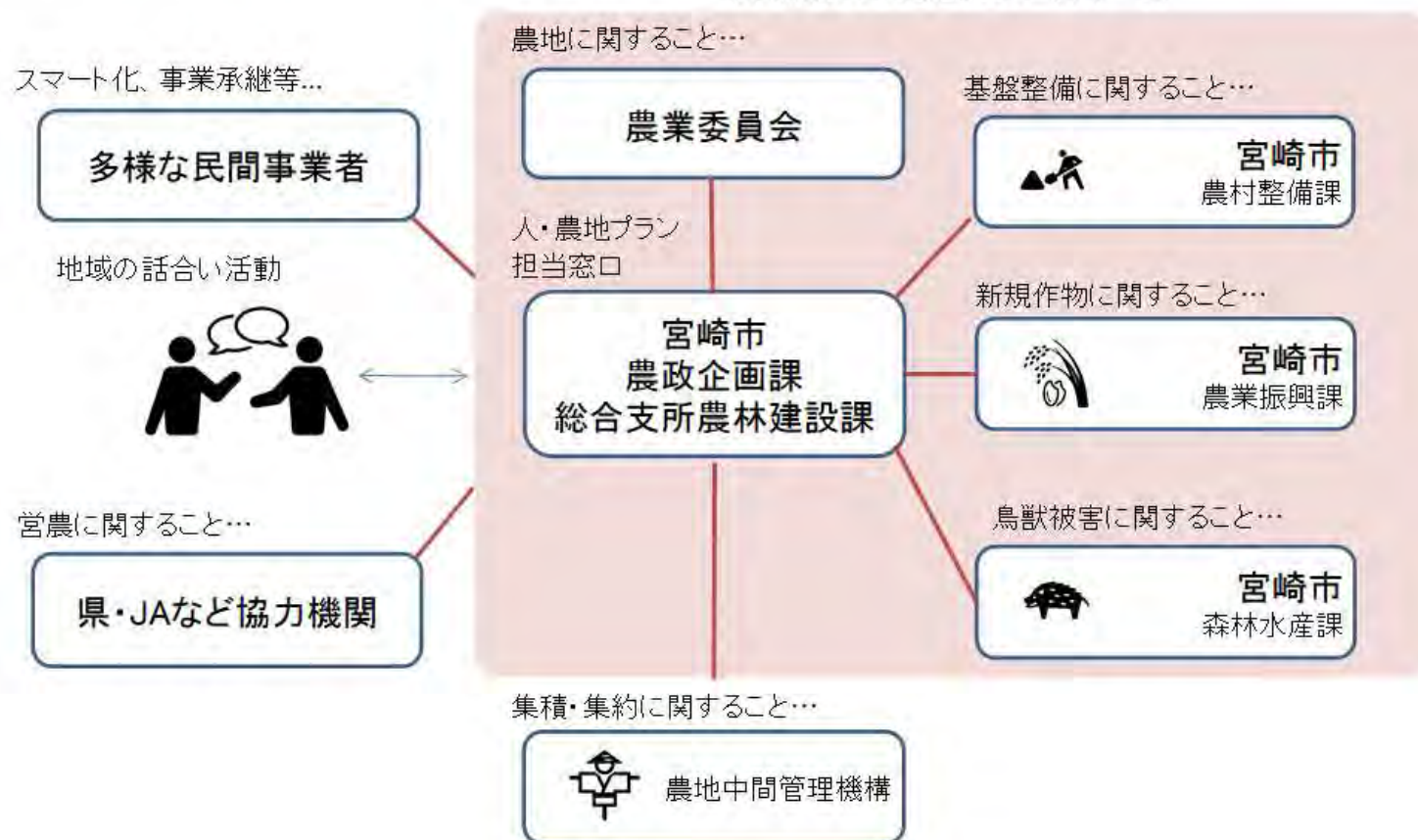
- ・ 将来方針の見直し
- ・ 地図の見直し

人・農地プランのフォローアップ

地域の話し合い活動で得られた意見や方針を具体化できるよう支援。
令和4年3月に庁内9課で構成される推進プロジェクトチームを設置。

【対応事例】《多面的機能支払交付金事業への参画》《水路などの農業用施設の補修・改修》《有害鳥獣対策》 等

人・農地プラン推進プロジェクトチーム



「地域計画」策定に係る基本的な取組み

1 協議の場の設置に向けた調整

区域設定⇒人・農地プランの実質化の区域を基本とする

協議実施⇒実質化された区域はこれまでに出了れた意見を基に協議結果を公表

〃 ⇒実質化されていない区域は協議を行ったうえで結果を公表

2 協議の場での協議事項

①当該区域における農業の将来の在り方

②農業上の利用が行われる農用地等の区域

③その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

【実施方針 1】

各区域の農業の将来の在り方について、担い手と徹底的に話合い目標を定める
(営農のほか、農地の集積・集約化、農地中間管理機構の活用、基盤整備 等)

【実施方針 2】

農地の出し手に対し、作成した目標を達成するために必要な取組みについて、
丁寧な説明を行い、理解をし協力いただくよう調整を進める

「地域計画」策定に係る基本的な取組み

3 目標地図の作成

- ①農業委員会による農地の出し手の意向確認
- ②目標地図の素案作成、市への提出
 - ⇒タブレット等で収集した情報は農業委員会サポートシステムに反映
 - ⇒システム上で目標地図の素案を作成することが可能

4 地域計画の策定

- ①地域計画の期間は、概ね5年ごとに、その後の10年間について定める
- ②地域計画の要件
 - ⇒基本構想に即するとともに、関連する法律や各種計画と調和が保たれている
 - ⇒農林水産省令で定める基準に適合すること（以下の事項が適切に定められていること）
 - (1)生産する主な農産物
 - (2)農用地等の利用の方針
 - (3)担い手(効率的かつ安定的な農業経営を営む者)に対する農用地の集積目標
 - (4)農用地の集団化(集約化)に関する目標
 - (5)(3)及び(4)の目標を達成するため取るべき措置

まとめ

1 人・農地プランの進捗状況

108地区中、98地区で実質化済み。残りの地区も地域計画への取組みを継続。

2 関係機関との連携

農業委員会との連携は必須。広報活動や研修会を計画的に実施。

3 地域計画の策定

人・農地プラン同様、関係機関との連携により事業を推進する。

4 人・農地プラン（地域計画）の検証

実質化済みのプランを年1回計画的に検証。

5 人・農地プラン（地域計画）のフォローアップ

地域の意見を具体的な結果に繋げることで、話し合いへの積極的な参加を促す。

最後に・・・

**地域計画（人・農地プラン）の作成が
事業の目的になっていませんか？**

**事業に取り組む中で得られた
地域の課題を解決していくことが
真の目的ではありませんか？**

ご清聴ありがとうございました。